

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父郡長瀨町大字野上下郷字中道一 四三七番一地先から 同郡同町大字野上下郷字中道一四一 八番一地先まで
供用開始の期日	平成二十七年七月十七日
備考	平成二十五年七月十九日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示十九号 で告示した道路予 定区域の供用開始 である。 延長二〇三・五〇 メートル (ただし、関係図 面に表示する部分 に限る。)